

2 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

令和1年10月1日～

居宅サービス利用料			
1日あたり(ユニット型準個室)			備考
ユニット型 介護老人保健施設 予防短期入所 療養介護費(iii)	要支援1	665円(623)	サービス提供体制強化加算 I (18円) 夜勤職員配置加算(24円)含む
	要支援2	823円(781)	
ユニット型 介護老人保健 施設短期入所 療養介護費(iii)	要介護度1	877円(835)	
	要介護度2	922円(880)	
	要介護度3	984円(942)	
	要介護度4	1,037円(995)	
	要介護度5	1,088円(1,046)	
送迎加算	184円	片道料金	
※ 個別にリハビリテーション計画を作成し、1日に20分以上の個別リハビリテーションを行った場合、個別リハビリテーション実施加算として1日240円が加算されます。 ※ 厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合は、療養加算として1回8円(1日につき3回を限度)が加算されます。 ※ 居宅サービス計画がなく、緊急に短期入所療養介護を行った場合は、利用開始日から7日を限度として、緊急短期入所受入加算として1日90円が加算されます。 ※ 要介護4又は5で、経管栄養や気管切開、褥瘡の治療が必要等の状態の方については、重度療養管理加算として1日120円が加算されます。 ※ 利用者の様態が急変し、緊急その他やむを得ない事情により所定の医療行為を行った場合は、緊急時施設療養費の緊急時治療管理として1日518円(1月1回、連続3日まで)が加算されます。 ※ 厚生労働大臣が定める基準として、当短期入所療養介護事業所が在宅復帰支援の機能を評価された場合は、在宅復帰・在宅療養支援機能加算(I)として1日34円が加算されます。 ※ 若年性認知症入所者に対して介護保険サービスを行った場合は、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき120円が加算されます。			
上記の金額(介護保険給付分)の総額に対して、介護職員処遇改善加算(I)として3.9%を掛けた金額が別途かかります。(※注1)			
上記の金額(介護保険給付分)の総額に対して、介護職員等特定処遇改善加算(I)として2.1%を掛けた金額が別途かかります。(※注2)			
食費	基準費用額	1日あたり 1,550円 (朝食 350円 昼食 600円 夕食 600円)	
	負担限度額認定証	利用者負担額第1段階の方	1日あたり 300 円
		利用者負担額第2段階の方	1日あたり 390 円
		利用者負担額第3段階の方	1日あたり 650 円
居住費	基準費用額	1日あたり 1,640円	
	負担限度額認定証	利用者負担額第1段階の方	1日あたり 490 円
		利用者負担額第2段階の方	1日あたり 490 円
		利用者負担額第3段階の方	1日あたり 1,310 円
その他の利用料			
1	特別室の利用料(テレビ代含む)	1日あたり	200 円
2	液晶テレビ貸出(電気代含む)	1日あたり	100 円
	コンセント使用料(1か所につき)	1日あたり	50 円
3	その他の日常生活費(入浴用バスタオル、洗身タオルなど)	1日あたり	110 円 (ご希望の方)
4	私物の洗濯代		実費(委託された場合)
5	理美容		実費(利用された場合)

(※注1) 介護職員処遇改善加算については、以下のような掛率に変更になる場合もあります。

- ・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)・・・2.9%
- ・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)・・・1.6%
- ・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)・・・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)の90/100
- ・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)・・・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)の80/100

(※注2) 介護職員等特定処遇改善加算については、以下のような掛率に変更になる場合もあります。

- ・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)・・・1.7%

2 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

令和1年10月1日～

居宅サービス利用料			
1日あたり(ユニット型準個室)			備考
ユニット型 介護老人保健施設 予防短期入所 療養介護費(iii)	要支援1	1,330円(1,246)	サービス提供体制強化加算 I (36円) 夜勤職員配置加算(48円)含む
	要支援2	1,646円(1,562)	
ユニット型 介護老人保健 施設短期入所 療養介護費(iii)	要介護度1	1,754円(1,670)	
	要介護度2	1,844円(1,760)	
	要介護度3	1,968円(1,884)	
	要介護度4	2,074円(1,990)	
	要介護度5	2,176円(2,092)	
送迎加算		368円	片道料金
※ 個別にリハビリテーション計画を作成し、1日に20分以上の個別リハビリテーションを行った場合、個別リハビリテーション実施加算として1日480円が加算されます。 ※ 厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合は、療養加算として1回16円(1日につき3回を限度)が加算されます。 ※ 居宅サービス計画がなく、緊急に短期入所療養介護を行った場合は、利用開始日から7日を限度として、緊急短期入所受入加算として1日180円が加算されます。 ※ 要介護4又は5で、経管栄養や気管切開、褥瘡の治療が必要等の状態の方については、重度療養管理加算として1日240円が加算されます。 ※ 利用者の様態が急変し、緊急その他やむを得ない事情により所定の医療行為を行った場合は、緊急時施設療養費の緊急時治療管理として1日1,036円(1月1回、連続3日まで)が加算されます。 ※ 厚生労働大臣が定める基準として、当短期入所療養介護事業所が在宅復帰支援の機能を評価された場合は、在宅復帰・在宅療養支援機能加算(I)として1日68円が加算されます。 ※ 若年性認知症入所者に対して介護保険サービスを行った場合は、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき240円が加算されます。			
上記の金額(介護保険給付分)の総額に対して、介護職員処遇改善加算(I)として3.9%を掛けた金額が別途かかります。(※注1)			
上記の金額(介護保険給付分)の総額に対して、介護職員等特定処遇改善加算(I)として2.1%を掛けた金額が別途かかります。(※注2)			
食費	基準費用額	1日あたり 1,550円 (朝食 350円 昼食 600円 夕食 600円)	
	負担限度額認定証	利用者負担額第1段階の方	1日あたり 300 円
		利用者負担額第2段階の方	1日あたり 390 円
		利用者負担額第3段階の方	1日あたり 650 円
居住費	基準費用額	1日あたり 1,640円	
	負担限度額認定証	利用者負担額第1段階の方	1日あたり 490 円
		利用者負担額第2段階の方	1日あたり 490 円
		利用者負担額第3段階の方	1日あたり 1,310 円
その他の利用料			
1	特別室の利用料(テレビ代含む)	1日あたり	200 円
2	液晶テレビ貸出(電気代含む)	1日あたり	100 円
	コンセント使用料(1か所につき)	1日あたり	50 円
3	その他の日常生活費(入浴用バスタオル、洗身タオルなど)	1日あたり	110 円 (ご希望の方)
4	私物の洗濯代		実費(委託された場合)

(※注1) 介護職員処遇改善加算については、以下のような掛率に変更になる場合もあります。

- ・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)・・・2.9%
- ・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)・・・1.6%
- ・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)・・・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)の90/100
- ・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)・・・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)の80/100

(※注2) 介護職員等特定処遇改善加算については、以下のような掛率に変更になる場合もあります。

- ・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)・・・1.7%

2 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

令和1年10月1日～

居宅サービス利用料			
1日あたり(ユニット型準個室)			備考
ユニット型 介護老人保健施設 予防短期入所 療養介護費(iii)	要支援1	1,995円(1,869)	サービス提供体制強化加算 I (54円) 夜勤職員配置加算(72円)含む
	要支援2	2,469円(2,343)	
ユニット型 介護老人保健 施設短期入所 療養介護費(iii)	要介護度1	2,631円(2,505)	
	要介護度2	2,766円(2,640)	
	要介護度3	2,952円(2,826)	
	要介護度4	3,111円(2,985)	
	要介護度5	3,264円(3,138)	
送迎加算		552円	片道料金
※ 個別にリハビリテーション計画を作成し、1日に20分以上の個別リハビリテーションを行った場合、個別リハビリテーション実施加算として1日720円が加算されます。 ※ 厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合は、療養加算として1回24円(1日につき3回を限度)が加算されます。 ※ 居宅サービス計画がなく、緊急に短期入所療養介護を行った場合は、利用開始日から7日を限度として、緊急短期入所受入加算として1日270円が加算されます。 ※ 要介護4又は5で、経管栄養や気管切開、褥瘡の治療が必要等の状態の方については、重度療養管理加算として1日360円が加算されます。 ※ 利用者の様態が急変し、緊急その他やむを得ない事情により所定の医療行為を行った場合は、緊急時施設療養費の緊急時治療管理として1日1,554円(1月1回、連続3日まで)が加算されます。 ※ 厚生労働大臣が定める基準として、当短期入所療養介護事業所が在宅復帰支援の機能を評価された場合は、在宅復帰・在宅療養支援機能加算(I)として1日102円が加算されます。 ※ 若年性認知症入所者に対して介護保険サービスを行った場合は、若年性認知症入所者受け入れ加算として、1日につき360円が加算されます。			
上記の金額(介護保険給付分)の総額に対して、介護職員処遇改善加算(I)として3.9%を掛けた金額が別途かかります。(※注1)			
上記の金額(介護保険給付分)の総額に対して、介護職員等特定処遇改善加算(I)として2.1%を掛けた金額が別途かかります。(※注2)			
食費	基準費用額	1日あたり 1,550円 (朝食 350円 昼食 600円 夕食 600円)	
	負担限度額認定証	利用者負担額第1段階の方	1日あたり 300 円
		利用者負担額第2段階の方	1日あたり 390 円
		利用者負担額第3段階の方	1日あたり 650 円
居住費	基準費用額	1日あたり 1,640円	
	負担限度額認定証	利用者負担額第1段階の方	1日あたり 490 円
		利用者負担額第2段階の方	1日あたり 490 円
		利用者負担額第3段階の方	1日あたり 1,310 円
その他の利用料			
1	特別室の利用料(テレビ代含む)	1日あたり	200 円
2	液晶テレビ貸出(電気代含む)	1日あたり	100 円
	コンセント使用料(1か所につき)	1日あたり	50 円
3	その他の日常生活費(入浴用バスタオル、洗身タオルなど)	1日あたり	110 円 (ご希望の方)
4	私物の洗濯代		実費(委託された場合)
5	理美容		実費(利用された場合)

(※注1) 介護職員処遇改善加算については、以下のような掛率に変更になる場合もあります。

- ・介護職員処遇改善加算(II)・・・2.9%
- ・介護職員処遇改善加算(III)・・・1.6%
- ・介護職員処遇改善加算(IV)・・・介護職員処遇改善加算(III)の90/100
- ・介護職員処遇改善加算(V)・・・介護職員処遇改善加算(III)の80/100

(※注2) 介護職員処遇改善加算については、以下のような掛率に変更になる場合もあります。

- ・介護職員等特定処遇改善加算(II)・・・1.7%